保　　証	（　　）	（　　）
無　担　保	（　　）	（　　）
合　　計	（　　）	（　　100 100）

（記載上の注意）
1　２種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。
2　括弧内には、利息制限法の上限金利を超過した金銭の貸付けにおける担保内訳について記載する。

7　貸付けの契約における公正証書の作成状況

件数・金額／契約種別	件数	うち特定公正証書	金額	うち特定公正証書
貸付けに係る契約	件（　　）	件（　　）	百万円（　　）	百万円（　　）
保　証　契　約	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（記載上の注意）
1　事業報告書作成時点で貸付残高のある貸付契約に関して作成された公正証書について計上すること。
2　「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
3　「特定公正証書」とは、法第20条第１項における特定公正証書をいう。
4　括弧内には、貸金業法施行前に締結された契約で、利息制限法の上限金利を超過した貸付けに係る契約若しくは貸付けに係る契約に係る保証契約について、公正証書を作成した件数及び額面を記載する。

8　資金調達の状況

借入先等	残高	平均調達金利
	百万円	%
１金融機関		
２関係会社		
３事業会社（信販・リース会社を含む。）		
４個人		
５その他		
社債・ＣＰ		
合計		
自己資金（法人の場合は自己資本）		
資本金（法人）		

（記載上の注意）
1　平均調達金利は、加重平均により、小数点第２位まで記載する。
2　「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び政府関係金融機関等をいう。
3　「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第８項における関係会社をいう。
4　「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
5　「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金（特別法上の引当金を含む。）の合計額を加えた額をいう。
6　残高は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。

9　延滞状況

	貸付金残高	延滞残高					当期貸倒損失額	当期貸倒引当金額
		１か月以上３か月未満	３か月以上６か月未満	６か月以上１年未満	１年以上	計		
消費者向	百万円	百万円（　）	百万円（　）	百万円（　）	百万円（　）	百万円（　）	百万円（　）	百万円（　）
事業者向		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
合　計		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

（記載上の注意）
1　貸付金残高のうち、返済約定期限経過後１か月以上３か月未満、３か月以上６か月未満、６か月以上１年未満及び１年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。
2　貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする。
3　延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。（返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。）
4　括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息（資産不計上分を含む。）の発生したもの（未収利息発生後、それぞれ１か月以上３か月未満、３か月以上６か月未満、６か月以上１年未満及び１年以上経過したもの）を記載する。
5　表４の貸付金の種別残高、表５の業種別貸付残高、表６の貸付金の担保内訳の残高及び表９の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

10　指定紛争解決機関との契約締結等の状況

（記載上の注意）
指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。